

資料 7

添付書類⑤

理 由 説 明 書

異議申立人が、金融庁長官（以下「諮問庁」という。）に対して行った平成27年4月13日付け保有個人情報開示請求（同月14日受付。以下「本件開示請求」という。）に関し、諮問庁事務代理（以下、諮問庁事務代理も併せて、単に「諮問庁」という。）が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第18条第1項に基づき、平成27年5月12日付け保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（金監第1465号）において本件開示請求に係る保有個人情報の一部を不開示とした処分（以下「原処分」という。）をしたところ、これに対し異議申立てがあったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

第1 本件開示請求に係る保有個人情報について

- 1 異議申立人による保有個人情報開示請求の内容は、以下のとおり。
- 2 「新生銀行で投資信託を購入した。それをSBI証券に移管しようとしたところ、新生銀行によって拒否された。極めて不法にして無法と存じ、それを前提に相談室の五関相談員と係った。その件について。

- ① 五関相談員は本件をどのように把握、新生銀行のいかなる部所にどのように伝えたのか。（日時も記載して下さい）
- ② それに対し、新生銀行はいかなる内容をいかなる方法で応えたのか。
その部局、責任者名を記してうけたまわりたい。」

第2 原処分について

諮問庁は、開示する保有個人情報として、上記①については、異議申立人から当庁金融サービス利用者相談室に申出のあった内容を記録した相談等事績

管理簿（平成27年3月17日及び同月27日）（以下「相談等事績管理簿」という。）及び異議申立人からの当該申出について当庁銀行第一課から株式会社新生銀行にメールにて回付した書面の写し（同月23日）（以下「回付書面」という。）をそれぞれ特定し、相談等事績管理簿については全部開示とし、回付書面のうち、当庁の具体的対応に関する情報が記載されている部分については、法第14条第7号柱書きに該当するとして不開示とした。

また、上記②については、異議申立人からの当該申出に係る新生銀行からの回答等（以下「新生銀行からの回答等」という。）については保有していないことから、不開示とした。

第3 異議申立人の主張について

1 異議申立ての趣旨

異議申立書のうち、「異議申立の趣旨」欄に、「部分開示は不当、全部開示を求める。これには、『新生銀行からの回答等については“保有しておらず”』とされている当該回答書を含む。」と記載されていることから、本件の異議申立ては、原処分不開示部分を取消し、全部開示を求める趣旨と解される。

2 異議申立ての理由

異議申立書に記載された「異議申立の理由」は次のとおりである。

- (1) 不開示の「理由」が具体性に欠け、なんら「理由」を述べたことにはなっていない。諮問庁の不開示理由は「上記1(2)中には、当庁の具体的対応に関する情報が記載されており、これらを公にすることにより、当庁の対応が明らかになり、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第14条第7号柱書きに該当し、不開示とした」とあるが、本件は極めて簡素な事案であり、「監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ような輻輳性は全く無く、もし支障があるとするなら、本件内容に関して具体的、例示的に説明すべきである。また、こうした通り一遍の抽象的な回答が通用し得るならば、どのような申立に対してもそれを拒否するときに用いる

ことが可能で、何ら「理由」を述べたことにもならない。さらに言えば、「非開示」としている内容を隠蔽することなく天下に開かすことこそ、「情報開示」の本義・本質である。

- (2) 「新生銀行からの回答等については“保有しておらず”」とされているが、これは不自然極まる。本来あるべきものがなにゆえ無いのか、例えば、①新生銀行からの回答がなかった、②回答はなされたが金融庁側で紛失した、③回答の内容を開示した場合、新生銀行あるいは金融庁にとって不都合が生じるため、曖昧模糊とした表現（「保有せず」）を用いた等々、様々に推察されるが、いずれにしろ、この理由ならざる「不開示」理由は、真剣に物事の解決を思案する申立人（そして、国民）を愚弄するに等しいものである。もし、真に新生銀行からの回答が保有されていないならば、その真の理由を示すと共に、申立人の申立内容に関して新生銀行がいかなる回答をするか、再度聴取し、その回答内容を申立人に開示すべきである。

第4 原処分の妥当性について

上記の異議申立書の内容を検討すると、本件における主たる争点は、前記第3の2(1)については、回付書面のうち一部不開示とした部分についての不開示情報該当性、同(2)については、新生銀行からの回答等を保有していない理由と解されるので、以下、これらについて詳述する。

1 本件回付書面のうち一部不開示とした部分の不開示事由該当性について

当庁においては、金融機関の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について記載された監督指針を策定し、公表しているところ、本件のような主要行等に対する苦情・情報提供等への対応については、「主要行等向け総合的な監督指針Ⅱ-2」において定められている。

すなわち、金融サービス利用者相談室において受付けた相談・苦情等については、監督部局において、監督事務への適切な反映を図るため、相談室から回付される相談・苦情等の分析等を行うほか、申出人が金融機関への情報提供に

承諾している場合には、原則として、監督部局において、当該金融機関への伝達を行うこととしている。

本件についても、異議申立人が、平成27年3月17日、当庁金融サービス利用者相談室に対し、「新生銀行八王子支店にて購入した投資信託に関し、SBI証券に移管したいと申出ているところ、同支店に対応をしてもらえない。」などと電話で相談した際、当該相談内容を金融機関に情報提供することについて承諾したため、当庁金融サービス利用者相談室より情報を得た当庁監督局銀行第一課は、同月23日、異議申立人の相談内容について、新生銀行に対し、本件回付書面を送付した。

そして、本件を含む回付書面には、金融サービス利用者からの相談・苦情を受けた際の当庁の対応が記載されるところ、本件回付書面の不開示部分は、そのような本件の異議申立人からの相談に関する当庁の具体的対応が記載された部分である。

このような当庁の具体的対応が記載された部分が開示された場合、例えば、開示を受けた者が改めて金融サービス利用者相談室に相談を行い、その具体的対応について開示を求めることによって、どの程度の相談内容であればどのような対応が行われるのか分析することが可能となり、金融サービス利用者相談制度を濫用するなど、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められる。

よって、回付書面の不開示部分については、監督行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第14条第7号柱書きに該当する。

2 新生銀行からの回答等を保有していない理由について

当該保有個人情報が存在しないことを理由として不開示処分をする場合には、同情報が存在しないとの理由を示せば、行政手続法第8条第1項の要請する理由の提示として許容されると解されるし、仮に当該保有個人情報が存在しないことの要因を理由に付記した場合、当庁の具体的対応が推測される可能性

があるため、保有していないことのみを理由に不開示としたものである。

第5 異議申立人のその他の主張について

その他の異議申立人の主張は、原処分の妥当性とは無関係と思われるので、特に反論の必要性を認めない。

第6 結語

以上のとおり、異議申立人の主張はいずれも理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

以 上